

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第4回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、6月3日開催の議会運営委員会までに受理した請願と陳情は、お手元に配付の請願と陳情の写しのとおりであり、請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書、陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情は産業教育常任委員会に、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情は、総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を6月3日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正6件、補正予算3件、請願1件、陳情2件となっており、定例会中の追加予定案件が11件であります。

議会運営委員会としましては、第1日、6月10日水曜日を初日本会議、終了後、議会運営委員会。第2日、6月11日木曜日は一般質問を行い、第3日、6月12日金曜日、各常任委員会、第4日と第5日は土曜、日曜のため休会、第6日、6月15日月曜日は事務整理などで休会、第7日、6月16日火曜日を最終日本会議として、会期を7日間とすることを提案いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月16日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は7日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第4回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします案件は、報告2件、議案として条例の制定及び一部改正7件と補正予算3件の計12件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への町の対応等につきましては、2月17日、4月3日、4月22日、そして先月の19日に、それぞれその時点での対応状況等について説明してまいりましたが、改めて1月以降の動きについてご報告いたします。

昨年の12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を皮切りに、新型コロナウイルスに関連した感染症が国内外で多数発生し始めたことから、町では1月27日に小坂町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議を開催して、情報共有や今後の対応について協議を行い、町ホームページ及び広報こさかを活用して町民に対する啓発を行っております。

2月7日には、秋田県知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策に係る秋田県危機管理対策本部が設置され、町においても2月10日付けで総務課長を本部長とする小坂町新型コロナウイルス感染症対策に関する警戒本部を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を進めることを確認しております。

2月25日には、町民向けに感染症対策としての手洗いや咳エチケットの励行、症状がみられる場合の対応についてのチラシを全世帯に配布しておりますし、同じく25日には、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示され、それに基づき、全国の小中学校、高校及び特別支援学校の3月2日から春休みに入るまでの臨時休校要請が出されたことから、小坂小・中学校においても、3月4日から春休みに入るまでを休校措置といたしました。

3月6日には、秋田県内で初めての新型コロナウイルス感染者が発生したことから、町長を本部長とする小坂町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染予防の徹底を図る必要があることから、町民に対して手洗いや咳エチケット等の推奨、多数の参加者が集まるイベント・会議・集会等の中止または延期等を周知するために、第2報の町民向けのチラシを3月10日付けで全世帯に配布しております。また、町のホームページ、ツイッター、フェ

イスブック、防災メール、緊急告知FMラジオを活用して、広く周知を図っております。その後も、国及び県の動向に応じて対策本部会議を開催して対応を協議し、必要に応じてチラシ等を配布して、注意喚起を継続して実施しております。

そんな中、政府は4月16日、人の往来が増える大型連休を控え、さらに感染拡大が懸念されることから、新たに秋田県を含む40道府県の全域を対象に、5月6日までを期限として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令いたしました。

秋田県においては、大都市にみられるような急激な感染の拡大はみられていませんでしたが、感染拡大を防止し、県民生活及び県内経済の安定を図るため、緊急事態措置を4月17日に決定し、適切な措置を講じるよう市町村に対して依頼がありました。

これを踏まえて、町では4月20日に対策本部会議を開催して、町の対応について協議し、県の緊急事態措置に沿って、緊急事態措置の期間を5月6日までとして、県外や海外からの移動の自粛、不要不急の外出の自粛、密閉・密集・密接の3つの密を避ける、接待を伴う飲食店等への外出自粛、イベント・行事等の自粛、学校等の休業などの対応について、4月22日付けで広報こさかの臨時号を発行して、町民に対して広く周知を図っております。

また、4月26日には、北鹿地区5市町村による新型コロナウイルス感染拡大防止に関する全面広告を北鹿新聞に掲載し、注意喚起を行ってきております。

役場庁舎への来庁者の対応についても、職員の感染リスクを低減し、業務継続に向けた体制を維持していくために、町主催の不要不急の会議や研修会等については延期、縮小、または中止を前提とするほか、各窓口への簡易なビニール製の仕切りの設置、来庁者と対面で業務を行う場合のマスクの着用、対面距離の2mの確保及び職員以外の執務室内への立入禁止などを徹底してきております。

職員への感染拡大防止としては、「新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染拡大防止等の徹底について」を作成して配付し、職員の感染拡大防止の自覚を促しております。その中でも、感染が拡大している大都市などへの旅行・出張は原則行わないことや、県外へ出掛けるときは事前に報告し、もし出掛けて滞在した場合は戻った翌日から2週間の自宅待機をさせるなど、感染拡大防止を徹底することとしました。

5月4日には、緊急事態宣言を5月31日までの25日間延長することが決定され、秋田県においても5月5日に緊急事態措置等が変更されたことから、広報こさか臨時第2号を5月7日付けで発行し、5月31日までの県外との移動の自粛、3密を避けるなどの要請を行ってきております。

5月14日には、感染の拡大が抑えられていることから、社会経済活動の再開に向け、秋田県の緊急事態宣言が解除となりました。しかし、持続的な対策が必要であることから、引き続き5月31日まで感染拡大防止のため協力要請を町民に対して行うために、広報こさか臨時第3号を5月15日付けで発行しております。

すべての都道府県での緊急事態宣言が解除された5月25日には、国において、今後、一定の移行期間を設けて、外出の自粛や施設の使用制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしました。秋田県においても、引き続きマスク着用等の基本的な感染対策の継続等を依頼するほか、県をまたぐ移動やイベントの開催について段階的に緩和することとしたことから、6月1日からの感染拡大防止に向けたお願いを町民に対して行うために、広報こさか臨時第4号を5月29日付けで発行いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者等及び町民に対する支援策についても、補正予算で対応してきております。一般会計補正予算（第1号）では小坂町新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金を、一般会計補正予算（第2号）では国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金を、一般会計補正予算（第3号）では町が独自に感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための第一弾としての支援策に係る経費を予算計上しております。

このほか、町税の徴収猶予制度や、十和田湖地区の下水道使用料の支払い猶予及び固定資産税の減免などの支援策も実施しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の終息を目指しての対応は当分続くものと考えておりますので、国や県の方針を見極めながら、感染拡大を防ぐ対策や支援策につきましては適切に実施してまいりたいと思います。

続いて、6月8日現在の特別定額給付金、事業継続支援金、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金の支給状況について報告いたします。

特別定額給付金につきましては、2,362世帯中2,294世帯、97.1%が申請しておりまして、2,200世帯に対して4億6,810万円を支給しております。

事業継続支援金につきましては、36対象事業所のうち、35事業所に対して800万円を支給しております。

新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金につきましては15件の申請があり、融資額は2億3,330万円となっております。

私からは以上であります。

〔「追加が」と呼ぶ者あり〕

○町長（細越 満君） ごめんなさい。申し訳ないです。

そうすれば、当日配付の報告でございます。

次に、去る5月31日をもちまして令和元年度各会計の出納を閉鎖いたしましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

令和元年度は第5次小坂町総合計画の9年目で、後期基本計画の4年目に当たりました。6つの基本目標の下、「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」の実現に向けて、移住定住促進奨励事業、プレミアム付商品券事業、高校生までの医療費無料化、十和田湖和井内エリア整備、川上公民館改築、畑作振興センター整備、町道改良、下水道整備、さらにセパーム・アリーナ防災機能強化工事など、積極的に施策を展開してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税は6億9,290万2,000円で、対前年度比365万9,000円、0.5%の増、普通交付税交付額は17億765万8,000円で、対前年度比1億2,135万1,000円、7.6%の増、普通交付税の代替えでもある臨時財政対策債発行額は9,137万5,000円で、対前年度比2,348万1,000円、20.4%の減となり、この2つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比で9,787万円、5.7%の増となりました。

また、特別交付税は3億5,911万3,000円で、対前年度比1,711万7,000円、5.0%の増となりました。町税、交付税ともに増となり、実質収支において1億円を超える黒字決算の見込みとなりました。

さらに、決算見込みにおいて剰余金を確保することができましたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金と減債基金をそれぞれ積み増したことから、令和元年度末の両基金を合わせた残高は、昨年度末より3,166万6,000円多い14億6,985万6,000円となりました。

この1年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、「住んでいてよかった町、行ってみたい町、住んでみたい町」と思われるまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。

子育て支援の更なる充実、移住定住推進奨励事業、上下水道や道路・橋などの生活基盤の新たな整備や改良、また十和田湖和井内エリアの整備といった、今後の町の発展に大きく寄与する取り組みができたと思っております。

議員各位におかれましては、予算執行のみならず、行財政全般にわたるご指導とご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数を報告いたします。

一般会計は、平成30年度繰越明許費として議決をいただきました4件を含む予算額48億7,990万円に対し、歳入45億3,367万円、歳出44億518万3,000円で、差引き1億2,848万7,000円の繰越し予定ですが、このうち2,104万9,000円が令和2年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は1億743万8,000円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額5億8,006万2,000円に対し、歳入5億7,222万円、歳出5億6,550万2,000円で、差引き671万8,000円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額7,507万7,000円に対し、歳入7,447万2,000円、歳出7,446万円で、差引き1万2,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計であります。保険事業勘定は、予算額7億7,730万1,000円に対し、歳入7億6,463万5,000円、歳出7億6,620万5,000円で、差引き157万円の歳入不足となりましたが、令和2年度予算において、繰上充用金で補填いたしました。

介護サービス事業勘定は、予算額332万7,000円に対し、歳入歳出とも323万円で、差引額はゼロです。

歯科診療所特別会計は、予算額5,871万4,000円に対し、歳入歳出とも5,713万9,000円で、差引額はゼロです。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額1,026万5,000円に対し、歳入歳出とも1,025万9,000円で、差引額はゼロです。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算額173万6,000円に対し、歳入歳出とも173万5,000円で、差引額はゼロです。

下水道事業特別会計は、平成30年度繰越明許費として議決をいただきました2件を含む予算額3億408万2,000円に対し、歳入2億6,981万7,000円、歳出2億6,968万8,000円で、差引額12万9,000円の繰越し予定ですが、このうち12万8,000円が令和2年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

小坂財産区特別会計は、予算額324万1,000円に対し、歳入324万3,000円、歳出258万5,000円で、差引き65万8,000円の黒字決算の見込みとなりました。

水道事業会計は、収益的収支では、収入2億5,341万2,000円、支出2億5,196万7,000円で、差引き144万5,000円となり、純損失は102万5,000円となりました。

資本的収支では、収入4,985万6,000円、支出1億7,642万8,000円で、差引き1億2,657万2,000円の不足となりましたが、この不足額は現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、誠に簡単ではありますが、令和元年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきました。

詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9月定例町議会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で、6月の定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

はじめに、小坂小学校及び中学校の5月1日確定日における、令和2年度の児童・生徒数と学級数が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

児童・生徒数は、小坂小学校が前年度同日と比較して4人減の163人、小坂中学校は5人減の83人となり、小・中学校を合わせると246人となりました。

また、小坂小学校の学級数につきましては、普通学級が6学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で、合わせて8学級となりました。

小坂中学校は、普通学級が3学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で、合わせて5学級となっております。

次に、川上公民館の改築工事完成につきましてご報告申し上げます。

平成30年度から地元川上公民館建設委員会の皆様と協議を重ね進めてまいりました、新川上公民館が、建築設計や工事に携わられた多くの方々のご支援の下、3月19日に完成いたしました。

4月19日に、新型コロナウイルス感染防止のため簡素化した形で完成式典を挙行し、町長はじめ関係者によるテープカットを行いました。その後、川上地域文化伝承保存会の方々による川上大太鼓が演奏され、終了後、地域の皆さんにお披露目されました。

これまでと同様に、地区の方々が交流するコミュニケーションの場の拠点として、より一層有意義に活用されることを願うものであります。

次に、十和田火山八戸火砕流堆積層露頭の秋田県指定天然記念物の指定につきまして、ご報告申し上げます。

川上公民館の東側に見える、通称「崩平」と呼ばれております十和田火山八戸火砕流堆積

層露頭が令和2年3月13日、秋田県指定天然記念物に指定されました。

これは、1万5,000年前、十和田火山が噴火して堆積した火砕流と、その後の噴火による降下軽石堆積物が長い年月をかけて小坂川に浸食され、形成されたものであります。崖の高さは40m、長さは400m以上になり、これほど大規模な堆積層を見ることができるのは県内では小坂町のみであり、大変貴重であると評価され指定されたものであります。

次に、小坂小学校及び中学校の夏季休業日の変更についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止対策のため、4月22日から5月6日まで小・中学校を臨時休業といたしました。そこで、休校により実施できなかった7日間の授業時数を回復するため、今年度限りの特別措置として、夏季休業日を7月29日から8月19日までの22日間とすることにいたしました。これにより、授業時数を回復し、学力の維持向上と教育活動の充実を図るものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の集団感染リスクを減らすため、今季の小坂町屋内温水プール、小坂町川上プールを開設しないことにいたしました。

小・中学校においては、プールでの実技指導は実施できませんが、体育授業や集会等において、水泳、水難事故防止についての座学指導を実施していくことにしております。

以上で、6月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第4、報告第1号 令和元年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

[職員計算書朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 報告第1号 令和元年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製し、次の議会の本会議に報告を要することになっております。

今回ご報告いたしますのは、令和元年度小坂町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許措置をした2件の事業費と、その財源内訳を調製した繰越計算書であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費の上小坂2号線道路改良事業621万1,000円は、用地買収及び支障物件移転補償の協議に不測の日数を要したことから、経費を繰り越したものであります。

同じく2項道路橋りょう費の十和田湖和井内エリア整備事業4億264万3,000円は、国の補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金事業で、交付金の決定が3月となったことから、経費全額を繰り越したものであります。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で4億885万4,000円となっております。

財源内訳の合計は、未収入特定財源として国県支出金1億7,270万5,000円と地方債2億1,510万円、一般財源として2,104万9,000円となっております。

以上、誠に簡単であります。報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 令和元年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第2号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

〔職員計算書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第2号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告いたしますのは、令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で繰越明許措置をした2件の事業費と、その財源内訳を調製した繰越計算書であります。

2款1項下水道建設費の米代川流域関連公共下水道事業3,331万4,000円は、万谷地区における下水道管渠工事の年度内の完成が困難であることから、繰り越したものでございます。

同じく1項下水道建設費の米代川流域下水道鹿角処理区建設事業55万4,000円は、県営事業に係る負担金で、県と同様の措置を講じたものであります。

なお、翌年度へ繰り越した事業費は総額で3,386万8,000円となっており、その財源内訳は、未収入特定財源として国県支出金1,664万円と地方債1,710万円、一般財源として12万8,000円となっております。

以上、誠に簡単であります。報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第60号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第60号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている国保被保険者への支援策として、保険税の減免分を国が財政支援することになりましたので、係る減免について条例を制定するものであります。

主たる生計維持者の収入の減少状況に応じて、10分の2から10分の10まで減免するものですが、令和3年3月31日までに納期の末日が到来する国保税に限り適用されます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第60号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定について、ご説明いたします。

議案審議の参考1ページ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定についてをご覧ください。

この条例により減免される内容及び要件は、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合は、全額を減免するというものです。

主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入、以下これを事業収入等といいます。この減少が見込まれ、次の①から③のいずれにも該当する世帯である場合、前年の所得金額に応じ算出した対象保険税額の10分の2から全額まで段階的に減額するものであります。

①としましては、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該収入の額の10分の3以上、②としましては、前年の合計所得金額が1,000万円以下、③としまして、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合とされております。

減免の割合は、前年の合計所得金額が300万円以下であるとき10分の10から、1,000万円以下であるとき10分の2と、段階的に減免することにしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少要

因が事業廃止や失業の場合は、対象保険税を全額免除することとしております。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期の末日が到来する税額に限り適用することとなっております。

以上で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

鹿兒島議員。

○8番（鹿兒島 巖君） ちょっと教えてください。

この制度は、町がこの条件によって減免をした場合に、その財源は国から来ることですね。

それで、前年の所得区分の関係で、1,000万円以下までのところでの減免ということですが、実際、当町の場合は、恐らくは国保の方はたしか91%ぐらいが300万円以下だったと思います。それ以上の所得の方というのはそんなに多くはないというふうに思いますが、試算することにおける金額的にはどのぐらいの金額が予定をされるのか、つかみの金額でいいですから、大体どのぐらいという形で押さえていたらお知らせいただきたい。

それからもう一つ、これ、保険税の滞納があるなしは関わりないですよ。その辺、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 最初のお尋ねの点につきましては、今年の収入状況の減少ということで、それこそ手挙げ方式になりますので、全然、ちょっと算出のしようがないという状況でございます。

2点目につきましては、これは滞納状況、こちらの方は要件に入っておりませんので、それはありません。

○8番（鹿兒島 巖君） 分かりました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 事業をしている方の場合は、県の支援だとかいろいろな制度に適用されるというのと重なるわけですから、ある程度申請をなさというのとはよく理解できていると思うのです。ところが、そうでない一般の方々にこの中身を周知させるということは

どのように考えているのか、まずお尋ねをしたい。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 今月の下旬に発送予定であります国保の特集号、こちらの方で、国保加入者の皆様には周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） この条例の第4条、つまりは減免をしたい、受けた方は申請をしなければいけない、ですよね。全て申請主義なわけですし、この申請をするというのは、要するに中身をきちんと理解できないと、私は申請するというのは難しいだろうと思うのです。このタイミングを失した場合には、役場では、あなたは該当するのではないかという親切なお知らせとかはしていくお考えはあるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） すみません、収入の方と申しますか、収入が減少したと、こういうことがまず考え方としてはありますので、こちらからあなたがそれに該当しますというようなところは、これはできませんので、そういう形は取れないと思っておりますが、いずれ、もしかしたら納付の過程におきまして、いつもに比べて納付状況が何か変化あるなど、そういう状況はこちらとしては日々把握することはできますので、その経過状況によりまして、事情を聴取した上で、該当する場合は指導していきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第61号 小坂町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第61号 小坂町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、固定資産税の減免の規定を整備するほか、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることとなったことに伴い、整備するものであります。

主な改正点は、固定資産税の減免、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減、町税の徴収猶予の特例、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例を設けるものです。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第61号 小坂町町税条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

改正事項の詳細につきましては、別添資料により説明させていただきますので、審議の参考2ページ、小坂町町税条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。

なお、本条例の一部改正につきましては、1点目を除き、地方税法や関係する政令、省令等の一部改正が本年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、改正したものでございます。

町税条例改正の1点目は、固定資産税の減免について、特別な事情があると町長が認めた場合の減免を追加するものでございます。

固定資産税の減免につきましては、生活保護等の扶助を受けている者の所有する固定資産、公益のため占用する固定資産、災害等により著しく価値が減じた固定資産について減免することに規定されておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が激減し、納税が困難になっている場合等、事業の継続を税負担の面から支援することを考えて追加するものでございます。

特に、十和田湖地区の観光事業者の事業収入が激減していることから、十和田市では新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る十和田湖畔・焼山等地域における固定資産税の減免を実施することにいたしましたので、小坂町におきましても、十和田市と同様に新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る十和田湖畔地域における固定資産税の減免を実施するものでございます。

要件等につきましては、審議の参考の別紙としまして、固定資産税の減免に関する取扱要綱に基づき実施しますが、十和田市と同様に十和田湖畔地域で観光事業を営む事業者で、本年2月から5月までのうちの任意の1か月分の観光事業収入が前年の同じ月と比べて2割以上減少した事業者を対象とし、令和元年度分の町税の滞納がある方は減免の対象にならないこととしております。

2点目は、固定資産税の軽減及び特例措置についてです。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロにする軽減措置及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用資産、構築物を加える固定資産税の特例措置の拡充を図るものでございます。

3点目は、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする臨時的軽減の延長を行うものでございます。

4点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当な減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものでございます。

5点目は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用を設けるものでございます。

6点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する特例を設けるものでございます。

今回の一連の改正事項は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が減少した状況において、税制面で支援を行うための対応となっております。

以上で、町税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず1点目、固定資産税の減免に関してであります。これは説明にありました十和田湖畔地域内という限定で、十和田市が行うことに併せてという、そういう説明でありました。

観光業に限っては、十和田湖畔地域内以外にも小坂町に関わる場所があるわけですが、十和田湖畔地域以外の観光業についてどういうふう考えているのかということが第1点と、それからもう1点目は、いわゆる令和元年度分の町税の滞納があるものは対象としないという、これは十和田市側はこうしているからこれに合わせたということだと思いますが、実際は考えてみると、観光業は非常に厳しい状況になっている。去年、おとしあたりから、インバウンド等々といわれているけれども、なかなか十和田湖の厳しい状況が去年ぐらいからみえているわけでありまして、そういう中で、ある意味では経営が苦しいから滞納という状況があると思うのです。悪質な業者は別かもしれませんけれども、一般的に経営努力をしている中で、しかし厳しいということの中で、やむを得ず滞納状況にあるという事業者があるのではないかなど。

むしろ、そういう事業者がこのコロナウイルスの関係で一層厳しくなっているということを考えれば、むしろこの滞納がある業者をまず、どう救って経営を浮上させるかということについての知恵を絞っていいのではないか。それをまずここから外すという、そういう発想についていかなものかというふうに思うわけでありまして。

この点について、2点ほど伺いましたけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） まず、1点目についてでございますが、先ほど説明させていただきました4点目のところで、基本的に国は今回の新型コロナウイルス感染症の影響につきまして

は、税制面でまずは徴収の猶予、こちらの方を行って、まず当面の納税資金を事業資金の方に振り分けていただいて、事業の継続を図っていただくということがまず第1番に税制面で行っていききたいということで、いち早く国の方で出したものと。それで、それに基づきまして、地方税につきましても、国税と同様にそういう措置を行っていききたいというものでございます。

ただ、今回、十和田湖地区におきましては、十和田市さんが特別にそういう減免ということを打ち出しされました。同じような、この十和田湖を抱えている小坂町としましても、ここにつきましても同様の措置を図っていききたいものというふうに考えましたけれども、これまで厳しい状況色々あったと思いますが、やはりその期限までにきちんと納税の方を計画的にされてきた事業者も当然おられます。今回、減免というのは大きな措置でございますので、そういうこれまで努力した方々とやはりある程度の取扱いには差が出てくるものというふうに十和田市さんの方でも考えたものというふうに察しております。

小坂町におきましても、やはり同じ十和田湖地区を抱えるものとして、同じような税制面の歩調を図っていくことが最善の策ではないかというふうに考えたところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 1点目、今後の動向がまだまだこれは続く可能性がありますので、そういったことの中で、じゃ十和田湖以外のところについて、町としてどうするのかという課題が残ってくるのではないかと。3次、4次、今後どのぐらいで終息するのか、影響はどうか、まだまだ深刻化するのか、改善されるのかと状況がつかめない中での話でありますから、そういった課題はまだ残っているんだということについての認識はぜひお願いをしたいというのが第1点目。

2点目であります、厳しい状況の中でも経営努力をしながら滞納ないようにされている、その方を優先させるという考えを今、十和田市では持っているのではないかというお話であります、逆に言えば、やはりこれは滞納をせざるを得ない方についてのペナルティーという形になりますよね、制度適用に当たって。1つの制度を適用するに当たって、1つの条件を整えたと。滞納者についてはペナルティーを科して、これは制度から除外をするという発想なんだろうと思いますが、しかし、こういった現在のような緊急事態、あるいは非常事態の中で、そういう方を含めてどう経営を支えて、経営断念をさせないで継続的に支援をしていくかということの中では、もう一つ工夫が必要ではないかというふうに思います。

言ってみれば、滞納があっても、まずとにかく経営を支えていくために、この間を見れば、

いろいろな廃業が出ております。例えば、隣の鹿角市の大きなホテルの問題、あれも何か色々聞きますと、やっぱり支援をしたいただけけれども、滞納等があつてなかなかできないということがネックになって、ああいう状況になつたという話、これは本当かどうか分かりませんが、私の耳に届いております。

やはり、観光業含めて、厳しい状況の中で努力をして、廃業にならないような、そして経営をさせていく、継続できるような、そういうやはり行政の支援というのがあつてしかるべきではないかと思うわけでありますが、この辺、町長はどういうふうに考えますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、それも必要だと思います。

ただ、まだこれから2弾、3弾と応援していかなければならない部分もありますので、もしそういう方おられましたら、ぜひとも役場の方に相談していただきながら、連携を取りながらいい方向に持っていきたいと思っておりますので、また皆さんも分かる方おられましたら、ぜひ役場の方に相談に行つてというような形で話してもらえばいいですし、また、町の方としても、分かる範囲でまず相談に乗りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 先ほど言いましたように、まだまだこれから先があるというふうに思います。こういった今後の事態の中で、今、言ったことを含めて、対応が何とかできるように工夫をしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） すみません、私の説明の中で、もしかしたら足りなかつたところがあるかもしれませんので、補足させていただきます。

先ほどの徴収の猶予、この制度につきましては、滞納というような要件はありませんので、まずは納税に関するご相談をしていただきながら、徴収の猶予で、納税については一旦、まず事業資金の方に活用させていただきたいというか、していただくということで支援を図っていきたく思ひしております。

○8番（鹿兒島 巖君） 分かりました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上册、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第62号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第62号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

これまで、国民健康保険には傷病手当金の支給についての規定がありませんでしたが、今般の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、国が特例的な財政支援を行うこととなりました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等により、被保険者が療養のため労務に服することができないとき、傷病手当金を支給する等、本条例により関係事項の整備

をするものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第62号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について関係事項を追加するため、改正を行うものでございます。

議案審議の参考9ページ、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給をご覧ください。

町の国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、発熱等の症状があり、感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給するものでございます。

支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となっております。

支給額は、直近の3か月間の日額給与収入の3分の2に支給対象となる日数を掛けた金額となります。

適用期間は、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となっております。

このような国保被保険者に係る傷病手当金の取扱いについて、国保条例を整備するものでございますが、審議の参考10ページに新旧対照表がございます。

附則第6項では、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、感染が疑われたときに限り、被保険者が療養のため労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から労務に就くことができない期間につき傷病手当金を支給することを規定しております。

附則第7項では、傷病手当金の額について、1日につき直近の3か月の給与の収入額の日額の3分の2とすることを規定しております。

附則第8項では、支給期間について、最長で1年6か月以内とすることを規定しております。

附則第9項では、給与等を受けることができる期間は傷病手当金を支給しないこと、また

受けることができる給与等の額が算定された傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することを規定しております。

附則第10項では、第9項で規定した者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また受けることができるはずであった給与等の全部または一部につき、受けられなかった場合は傷病手当金を支給することを規定しております。

附則第11項では、第10項の規定により町が支給した金額は、その被保険者を使用する事業者の事業主から徴収することを規定しております。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の財源は、国特別調整交付金で全額支援されることになっております。

以上で、国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第63号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第63号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

これまで、後期高齢者医療保険には傷病手当の支給についての規定がありませんでしたが、今般の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、後期高齢者医療保険においても対応することになったことから、県の広域連合条例で関係条例を整備することになりました。

これに伴い、後期高齢者医療の事務窓口となっている町においても、本条例により関係事項の整備を行う必要があり、議案にありますとおり、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第64号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第64号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、減免の対象となる保険料及び被保険者について規定するものです。

減免の対象となる被保険者については、新型コロナウイルス感染症により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の前年所得合計額が400万円以下で、収入額が一定水準で減額となった場合となります。

また、減免の対象となる保険料については、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料となります。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、14ページをお開きください。

本条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険第1号保険料の減免に関し、厚生労働省から、所定の基準により減免措置を実施する場合、全額国費により財政支援を行うとの通知が発出されましたので、その内容に沿い改正を行うものでございます。

この減免措置は、新型コロナウイルス感染症に特化した減免であることから、現行の介護保険条例第11条で規定する減免規定ですべて適応させることができないこと、令和2年度までの時限的措置であることから、本条例本則ではなく附則で定めるものでございます。

なお、本条例の一部改正では、減免対象者を規定し、減免割合等は条例施行規則を改正し、附則で規定をいたします。

改正の内容について説明いたします。

1、減免対象者等の表中1段目、新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡、または重篤な傷病を負った場合については、減免の割合を10分の10、表中2段目、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、さらにアとして、減少額が前年の当該事業収入等の額が10分の3以上、イとして、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外に別の所得があった場合、その合計額が400万円以下である場合で、前年の所得額が200万円以下の場合には10分の10を減免、前年の所得額が200万円を超える場合には10分の8を減免するという規定になってございます。

また、2の適用保険料でございますが、国が示す財政支援の算定基準により、減免の対象となる第1号保険料は、令和元年度及び令和2年度の保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納付期限、または特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第65号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第65号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、提
案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、本年10月から開始予定であります個人番号カードを利用したコンビ
ニエンスストアの多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするための条例整備
であります。

現在の印鑑登録証明書の交付申請及び交付方法は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録
証を添えて窓口に申請し、証明書を交付する方法ですが、今回、これまでの申請方法にコン
ビニエンスストアでの個人番号カードを利用した交付申請を加え、その場で証明書の交付が
行えるようになるものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま
すようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第65号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例について説明
させていただきます。

説明につきましては、議案審議の参考15ページの新旧対照表をご覧ください。

第10条第3項では、コンビニエンスストアにある多機能端末機を利用して、マイナンバー
カードを使い、印鑑登録証明書の交付申請手続きができるようにするものでございます。

第4項では、第3項の申請がなされれば、その多機能端末機より印鑑登録証明書を発行するものでございます。ただし、このサービスを利用できるのは、マイナンバーカードを所有している本人に限るということとなります。

印鑑登録証明書の交付を受けたい場合、これまでのように役場町民課窓口や支所等の窓口で手続きをしなくても、お近くのコンビニエンスストアで証明書を随時取得できるよう、住民サービスの向上を図るため、システムの利用改善を進めておりますので、係る印鑑条例の規定の整備を行うものでございます。

なお、コンビニエンスストアにある多機能端末機を利用した各種証明書の発行につきましては、印鑑登録証明書のほか、事後議案に関わる戸籍謄本や住民票、さらに所得証明書などの各種税証明も、本年10月からの利用開始に向け準備を進めているところでございます。

今後、全国に展開されているコンビニエンスストアの多機能端末機を利用することにより、住所地以外でも印鑑登録証明書をはじめ各種証明書の交付が受けられることとなりますので、必要な際に利用しやすくなるものと考えております。

以上で、印鑑条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第66号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第66号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、手数料の一部見直し及び条文の語句の整理を行うものであります。

手数料につきましては、第2条に掲げる事務のうち、住民票や税証明に関する事務等、合計で14件の証明等手数料について、平成10年4月から150円としているものを200円にするものであります。

証明書の発行などに係る費用については、特定の方に提供する事務経費として、住民が納める税金等や利用者が負担する手数料により賄われることになっております。

住民票の写し、戸籍証明書及び税証明等については、本年10月からコンビニエンスストアの多機能端末機を介した交付サービス拡大を予定しており、その他事務も含め、受益と負担の公平性の観点や近隣市町村の状況を踏まえ、手数料改定は妥当なものと考えております。

なお、施行日につきましては、コンビニエンスストアの多機能端末機を介した証明書の交付が本年10月1日から始まることに合わせ、10月1日といたします。また、各種法律等の改正に伴う語句等の整備もあわせて行います。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第67号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第67号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額45億8,832万5,000円に、歳入歳出それぞれ7,617万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億6,450万1,000円にしようとするものであります。

歳出補正予算の主なものとしましては、第二弾となります町独自の新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策に関する支援策として、5,757万3,000円を予算措置いたしました。家計への支援対策として学生生活支援臨時給付金及び高校生等扶養世帯支援臨時給付金を、感染拡大予防対策として図書館蔵書クリーンアップ事業及び災害応急対策用品購入を、中小企業支援対策として感染症対応経営維持臨時給付金、小中学校学習環境確保対策として小坂小中学校ICT関連整備事業をそれぞれ計上しております。また、職員の人事異動及び会計

年度任用職員の任用等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として国から交付される地方創生臨時交付金及び公立学校情報機器整備費補助金を措置したほか、支援策に対して不足する分につきましては、財政調整基金繰入金を計上いたしました。その他、歳入歳出補正予算において不足する一般財源1,810万5,000円を繰越金で措置しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算（第4号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。あわせて、項目ごとに係る歳入について説明をいたします。

1款1項1目議会費では、人事異動に伴う職員1人分を追加しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、人事異動及び会計年度任用職員の任用確定等に伴う人件費の調整により、2,399万2,000円の減額となりました。

この目においては、人件費が大幅な減となっている主な要因は、当初予算では新規採用職員4人分の人件費をこの目に措置していましたが、今回の職員配置によりそれぞれの目に振り分けたことによります。人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしていますので、説明は省略いたします。

今回の一般会計の補正では、全体で人件費が総額で371万9,000円の増となっています。

5目企画費では、定住目的で空き家を購入し、それを改修する場合、または新築住宅を建築する場合に、その費用に対し、1件当たり60万円を限度として助成する住宅購入改修費補助金には、当初予算で3件分の180万円を計上していましたが、申込み件数に対応して、今回の補正で120万円を追加するものです。

6目電子計算費では、戸籍副本データに係る接続装置の更改業務委託料22万円のほか、マイナンバーに対応した児童手当標準レイアウトの改版及び事業経費負担の不足分として、70万4,000円を秋田県町村電算システム共同事業組合の負担金として措置しました。

財源内訳の国県支出金欄の28万6,000円は、児童手当標準レイアウトの改版に係る3分の2の国庫補助金です。

9目町史編さん費の期末手当は、会計年度任用職員に係る分です。

8ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、8節の費用弁償で会計年度任用職員の通勤費の不足分を追加しています。

9ページに移り、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。27節は国民健康保険特別会計に対する繰出金として、人事異動に伴う人件費の調整により80万6,000円の増となっています。

7目介護保険費です。介護保険特別会計保険事業勘定分でも、人件費の調整により追加しています。

4項1目国民年金事務取扱費では、財源振替として年金生活者支援給付金事務費委託金が交付されることから、20万円を措置したものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、18節負担金で鹿角広域行政組合の人件費調整及びごみ処理場計量器部品取替工事による285万8,000円を計上しました。

6款農林水産業費、1項農業費、6目農地費は、農業用水路補修工事分として、小坂町土地改良区へ補助するものです。

10ページをお開きください。

8目グリーンツーリズム推進費です。財源振替として、当初予算において地域飲食店連携型ワインツーリズム推進事業を地域活性化センター助成金を活用して実施する予定でありましたが、不採択となったことから、地方創生臨時交付金を充当しています。

7款1項商工費、2目商工振興費では、創業チャレンジ補助金において2件の追加が見込まれることから、200万円を追加しています。

経営維持臨時交付金につきましては、本日配付いたしました令和2年度小坂町新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等予算の概要についての3ページをご覧くださいと思います。

この資料の3の中小企業支援対策の(2)に概要を記載していますが、感染症の影響により、令和2年2月から5月までのいずれかの1か月の売上げが前年比20%以上、50%未満減少した事業所に対し、1事業所当たり20万円を支給するものです。対象事業所150件を見込み、3,000万円を措置しました。財源内訳の国県支出金欄の125万5,000円は、地方創生臨時交付金です。

この後も緊急経済対策について説明いたしますので、補正予算書とあわせてご覧ください。

3目観光費では、にぎわい創出提案型企画支援事業補助金を創設しました。低迷している

地域経済の起爆剤となる企画等を町内各種団体から募り、支援する目的として、2件分60万円を計上しています。

9款1項消防費、1目常備消防費は、鹿角広域行政組合の人件費調整等により71万1,000円の増となっています。

5目災害対策費です。緊急経済対策等予算の概要についての2ページの2の感染拡大予防対策の(2)に概要を記載していますが、災害応急対策用品として、防護キット、マスク、消毒液のほか、避難所等の感染症対策のための仕切りやダンボールベッドなどを購入する予定としています。財源内訳の国県支出金欄の163万8,000円は、地方創生臨時交付金です。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費では、4節社会保険料は会計年度任用職員に係る分です。

12節業務委託料及び17節備品購入費については、緊急経済対策等予算の概要についての3ページの4の小中学校学習環境確保対策をご覧ください。

小坂小中学校の児童生徒に1人1台のタブレットを配置し、授業中のソーシャルディスタンスを確保しながらの学習機会を確保するために整備するものです。

業務委託料では、校内通信ネットワークの整備、備品購入費では、タブレット端末及び充電保管庫の購入経費を措置しています。

18節の交付金については、2ページの1の家計への支援対策に概要を記載しております。

学生生活支援臨時給付金は、町内外在住の大学生等を対象に、経済的理由により就学の継続を断念することのないよう支給するもので、1人当たり5万円、140人を想定し、700万円を措置、高校生等扶養世帯支援臨時給付金は、高校生等を対象に経済的理由により就学の継続を断念することのないよう支給するもので、1人当たり2万円、95人を想定し、190万円をそれぞれ措置しています。財源内訳の国県支出金欄の2,419万1,000円のうち738万円は、タブレット端末整備等に交付される公立学校情報機器整備費補助金で、残りは地方創生臨時交付金となっています。

2項小学校費、1目学校管理費は、会計年度任用職員に係る社会保険料の増と交通費の減です。

3項中学校費、1目学校管理費も同様で、会計年度任用職員に係る社会保険料と交通費の増です。

12ページに移ります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費でも、会計年度任用職員に係る社会保険料と交通費

の増分を計上しています。

4目社会教育施設管理費の10節修繕料では、交流センター・セパームの空調機器修繕と駐車場の身障者駐車枠の標示更新として、249万4,000円を措置しました。

11節の諸手数料100万5,000円は、旧川上公民館の灯油地下タンク休止処理費用として計上しています。

6目図書館費です。緊急経済対策等予算の概要についての2ページの2の感染拡大予防対策の(1)に概要を記載していますが、図書館蔵書クリーンアップ事業として、安心して蔵書を貸し出す体制を確保するために、蔵書の消毒器2台を購入するものです。財源内訳の国県支出金欄の174万4,000円は、地方創生臨時交付金です。

5項保健体育費、2目体育施設費では、交流センター・セパームのトレーニングルームにあるルームランナーが故障により使用不可となったことから、更新する経費として、17節の体育用器具費に38万3,000円を措置しました。

4目学校給食費では、財源振替として、学校給食会から学校臨時休業対策費補助金が交付されることから、1万2,000円を措置したものです。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、予算を伴わない支援策も行っていきます。

緊急経済対策等予算の概要についての3ページの5のその他をご覧ください。

(1)は、新型コロナウイルス感染症の影響により町税を一時的に納付することができない場合に、徴収を猶予いたします。

(2)と(3)は、十和田湖地区の観光事業者で令和2年2月から5月までの任意の1か月において、観光事業収入が前年同期と比較し20%以上減少している事業者に対して、固定資産税、水道使用料及び下水道使用料を減免します。十和田市も同様の減免を行っています。

(4)は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上げが減少するなど、一時的に下水道使用料の支払いが困難となった方に対して、最長で10か月支払いを猶予しています。

(5)と(6)の減免については、今回の議会に条例の一部改正が提案されております。

続きまして、歳入で措置した一般財源について説明いたしますので、補正予算書の6ページをお開きください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今回の補正予算で措置した新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策に対応して、国から交付される地方創生臨時交付金と公立学校情報機器整備費補助金の充当残として、2,874万5,000円を措置し

ました。

この補正予算の結果、令和元年度末で10億3,898万円となる財政調整基金残高は、令和2年度末残高では7億1,124万2,000円となります。

また、今回の補正予算において不足する一般財源については、19款繰越金において1,810万5,000円を計上して収支の調整を図っています。

なお、先ほど町政報告にありましたように、令和元年度一般会計における実質収支額は1億743万8,000円であります。今回、補正後の繰越金は既決予算額と合わせ6,994万5,000円となり、留保財源は3,749万3,000円となります。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第67号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時からといたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第68号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第68号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも149万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,177万6,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、人事異動に伴う職員人件費を80万6,000円、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金事業に76万8,000円をそれぞれ増額し、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診率向上事業を中止したことから、業務委託料を307万1,000円減額するものであります。

歳入につきましては、傷病手当金事業に係る特別調整交付金を76万8,000円増額し、特定健診受診率向上事業に係る特別調整交付金を307万1,000円減額し、職員人件費に係る一般会計繰入金を80万6,000円増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第68号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第69号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第69号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも89万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億12万3,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、定期人事異動に伴う職員人件費及び会計年度任用職員の人件費等を追加いたします。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、一般会計繰入金で調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第69号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、6月11日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 1時06分